

# J C B 通 信 販 売 加 盟 店 規 約

規約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約中の「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

## JCB通信販売加盟店規約

「当社」はJCBが指定するJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読み替えます。

### 第1条（総則）

1. 本規約は、加盟店（第2条に定めるものをいう）が、日本国内の施設において第2条に定める通信販売を行う場合の、当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。
2. 本契約は、当社およびJCB（以下「両社」という）新規加盟希望者（次項に定めるものをいう）による加盟申込を承諾し、加盟店登録を行った日（以下「加盟日」という）に成立するものとします。
3. 両社に本契約の申込みをする個人、法人および団体（以下「新規加盟希望者」という）は、両社に対して、本契約に基づき通信販売を開始する時点において、以下の(1)(2)(3)のいずれの事項も真実であることを表明し、保証します。
  - (1) 第7条（業務の委託）第2項および第3項、第12条（通信販売の方法）第1項、第2項、第4項、第16条（カードの不正利用等）各項、ならびに第31条（カードに関する情報等の機密保持）第1項から第11項を遵守するための体制を構築済みであること。
  - (2) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けていないこと。
  - (3) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
4. 新規加盟希望者および加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、または反するおそれがあることが判明した場合、両社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。
5. 加盟店は、本契約成立後に本条第3項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは本契約成立後に当該体制を維持できなくなった場合、または本条第3項(2)もしくは(3)に該当する事由が新たに生じた場合には、両社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。

### 第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「カード会社」とは、当社、またはJCBが提携する会社その他の組織をいいます。
2. 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、両社およびカード会社が運営するカード取引システム（以下「カード取引システム」という）に基づき両社に加盟を申込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
3. 「会員」とは、カードを正当に所持する者をいいます。
4. 「カード発行会社」とは、JCBおよびカード会社のうち、会員に対してカードを発行する者をいいます。
5. 「カード」とは、カード発行会社が会員に発行する、JCB所定規格のクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカード等（番号、記号、その他の符号を含む）のうち、JCBが指定するものをいいます。
6. 「提携ブランドカード会社」とは、カード会社のうち、JCBが提携するJCBブランド以外のブランドカード会社をいいます。なお、提携ブランドカード会社は、本規約末尾の表＜提携ブランドカード＞に記載することとします。
7. 「提携ブランドカード発行会社」とは、提携ブランドカード会社および提携ブランドカード会社その他の正当な権限者（以下総称して「提携ブランドカード会社等」という）から発行に関するライセンスを受けた会社、組織（提携ブランドカード会社の関連会社を含む）で、提携ブランドカード会社等所定規格のクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード等を発行する者をいいます。提携ブランドカードにつき、両社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカード発行会社は、本条第1項に定める「カード会社」および第4項に定める「カード発行会社」に含まれるものとします。
8. 「提携ブランドカード」とは、提携ブランドカード発行会社が発行する、提携ブランドカード会社等所定規格のクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカード等をいいます。提携ブランドカードにつき、両社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカードは、本条第5項に定める「カード」に含まれるものとします。なお、提携ブランドカードの取扱いに関しては、両社が別途定める特約があるものについては、当該特約が適用されるものとします。
9. 「商品等」とは、加盟店が会員に販売する商品もしくは権利、または加盟店が会員に提供する役務をいいます。
10. 「信用販売」とは、会員および加盟店が両社およびカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領しない方法により行う、加盟店の会員に対する商品等の販売または提供をいいます。なお、会員が所持するカードがクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードのいずれであるかを問いません。
11. 「通信販売」とは、前項に定める信用販売のうち、会員がカードの提示によらず会員番号、有効期限、会員氏名等必要な事項を加盟店に伝達する方法により行う、商品等の販売または提供をいいます。
12. 「電子商取引」とは、前項に定める通信販売のうち、インターネットその他電子的な情報通信手段を通じて会員からの申込みを受け付ける取引をいいます。
13. 「手数料」とは、立替払契約に基づく対価として、当社が加盟店から受領する手数料をいいます。
14. 「立替払金」とは、加盟店が会員に対する通信販売により取得した売上債権につき、当社が、会員に代わって、立替払いする金員をいいます。
15. 「立替払契約」とは、加盟店の会員に対する個々の売上債権ごとに、加盟店と当社との間で成立する、当社が加盟店に対して立替払いする旨の契約をいいます。
16. 「オーソリゼーション申請」とは、加盟店が通信販売を行う際に、事前にJCBの承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。
17. 「決済システム」とは、通信販売において加盟店が行うべき手続き（オーソリゼーション申請、売上データの送信、売上票の作成など）の一部を処理する機能を有する機器および情報処理システムをいいます。なお、決済システムのうち、オーソリゼーション申請、売上票の作成等を行う当社所定の機械を「決済機器」といいます。
18. 「売上票」とは、加盟店が通信販売を行った場合に両社所定の様式により作成される、売上日付、金額、加盟店名その他両社所定の通信販売の内容が記載された書面をいいます。
19. 「売上データ」とは、加盟店が通信販売を行うにあたり、決済システムによって作成される、売上票に準じた内容が記録された電磁的データをいいます。なお、「売上票」と「売上データ」を併せて「売上票等」といいます。
20. 「売上票（加盟店控）」とは、加盟店が通信販売を行った場合に、加盟店が一時保管するために両社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面または電磁的データをいいます。
21. 「売上票（会員控）」とは、加盟店が通信販売を行った場合に、会員に交付するために両社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面または電磁的データをいいます。
22. 「カード番号等」とは、カードを特定するカード番号、ならびに、カードの有効期限、暗証番号およびセキュリティコード等（割賦販売法第35条の16第1項に定める「クレジットカード番号等」を含む）をいいます。
23. 「PCIDSS」とは、クレジットカードその他の決済手段にかかる情報、当該決済手段を用いた取引等の保護に関する国際的なデータセキュ

リティ基準をいいます。

- 24.「セキュリティガイドライン」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」（名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が遵守することが求められる事項をとりまとめた基準として当該ガイドラインに相当するものを含む）であって、その時々における最新のものをいいます。なお、最新のセキュリティガイドラインは、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲出されています（<https://www.j-credit.or.jp/>）。

- 25.「法人番号」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める法人番号をいいます。

### 第3条（加盟店）

- 加盟店は、通信販売を行うにあたり、商号、代表者、本店所在地、電話番号、通信販売を行うすべての店舗・施設・設備（インターネット等の電子的な情報通信手段を用いて通信販売を行う場合にあっては、URLその他加盟店が事業を行う仮想空間を識別する記号等を含むものとする。以下「カード取扱店舗等」という）、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法（電話番号、FAX番号、ホームページのURL等の申込受付先を含む。以下同じ）、カード番号等の保持状況、EC加盟店の脆弱性対策および不正利用対策実施状況等、ならびに振込指定金融機関口座その他両社が必要と認めた事項をあらかじめ両社に所定の書面、または、その他両社が定める方法をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、加盟店がカード取扱店舗等を追加、変更または取消す場合も同様とします。
- 加盟店は、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法に変更が生じた場合にはあらかじめ両社に申し出、両社が必要と認めた場合には別途契約による加盟店申込手続を行うものとします。
- 加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係および、カード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとします。
- 当社、JCBまたはカード会社は、会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載する場合があり、加盟店はこれをあらかじめ認めるものとします。
- 加盟店は、使用する決済システムをあらかじめ両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、決済システムの追加、変更および撤去についても同様とします。
- 加盟店は、本規約、決済システム提供会社（決済システムの利用に関して加盟店と契約関係にある会社をいう。以下同じ）が指定する規約および規定等（操作マニュアル等を含む。以下「端末使用規約」という）ならびに決済システム提供会社の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、決済システムを利用および管理するものとします。加盟店は、決済機器の設置場所を移動する場合には、あらかじめ端末使用規約に従い、決済システム提供会社に届出等を行うものとします。
- 加盟店は、決済システムの保守、変更等の必要が生じたときは、端末使用規約の定め、または決済システム提供会社の指示に従い、自らの費用と責任をもって迅速に対応するものとします。
- 加盟店は、売上集計表、売上票等、決済機器、加盟店標識、およびサービスマーク等（デジタルデータ化されたものを含む）を本規約に定める以外の用途に使用し、もしくは解析してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとします。また、加盟店は、JCBまたはカード会社の業務に係る名称、商号、商標、標章その他の商品または営業に関する一切の表示および、JCBまたはカード会社の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとし、両社が使用を中止もしくは禁止した場合は、異議なくこれに応じるものとします。
- EC加盟店は、セキュリティガイドラインにおいて、EC加盟店におけるセキュリティ対策として定められている各種対策（脆弱性対策および不正利用対策を含むが、それらに限られない。またセキュリティガイドラインが改定された場合には、改定後の対策を含む）を講じることにより、セキュリティガイドラインに定める基準を充たすものとします。

### 第4条（費用負担等）

加盟店は、加盟に際し、当社が請求する場合には、当社所定の加盟金を支払うものとします。また、加盟店は、決済機器その他の備品の設置・決済システムの使用等のために当社への支払いが発生する場合は当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたこれらの費用等は、本契約が終了した場合または決済サービス（本規約に付随する特約に定められるものを含む。以下同じ）の一部の取扱いが終了した場合にも返還されないものとします。

### 第5条（届出事項の変更）

- 加盟店は、加盟申込時または加盟店となった後に両社に届け出た事項（氏名・名称または商号、代表者、本店所在地、電話番号、電子メールアドレス、カード取扱店舗、取扱商品等、通信販売の運用方法、申込受付方法、振込指定金融機関口座、カード番号等の保持状況、EC加盟店の脆弱性対策および不正利用対策実施状況等を含むが、それらに限られない）に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。ただし、第3条第2項の規定が適用される場合は、同項に従い別途契約による加盟店申込手続を行うものとします。
- 前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知もしくは送付書類が延着し、もしくは到着しなかった場合、または当社が送金した立替払金が延着し、もしくは着金しなかった場合には、通常到着または着金すべきときに加盟店に到着または着金したものとみなすものとします。
- 加盟店が、本契約とは別途、JCBまたはカード会社との間でカードその他の決済サービスの取扱いに係る加盟店契約を締結している場合には、当該加盟店は、以下の事項を承諾するものとします。
  - 加盟店が本条第1項の変更届出を行っていない場合であっても、加盟店がJCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、両社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
  - 加盟店がJCBまたはカード会社との加盟店契約に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が両社に届け出た情報に基づいて、JCBまたはカード会社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
- 本条第1項の届け出がなされていない場合であっても、両社は、適法かつ適正な方法（国税庁等の公的機関が管理する情報を取得する方法を含む）により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、両社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあることを承諾するものとします。

### 第6条（地位の譲渡等）

- 加盟店は、両社の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を譲渡し、または会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができないものとします。
- 加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
- 当社（ただし、JCBが承諾した場合に限る）またはJCBは、本契約上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

### 第7条（業務の委託）

- 加盟店は、両社の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づくカード番号等を扱う業務または第13条に基づく業務の全部または一部を第三者（以下「業務代行者」という）に委託（業務代行者が別の第三者に再委託するなど、再委託以降の委託が行われる場合を含む。以下同じ）できないものとします。
- 加盟店は、両社から前項に定める承諾を得ようとする場合には、業務代行者が本規約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守する能力を有する者であることを確認したうえで、両社に対して承諾を取得するものとします。両社は、加盟店および業務代行者がPCI DSS等のJCBの指定する情報セキュリティ基準を充たすか否か、およびその他不適切な事情がないか等を考慮して、業務委託を承諾するか否か判断するものとします。
- 両社が業務委託を承諾した場合、加盟店は以下の各号に定める義務を遵守するものとし、これらを遵守できない場合には直ちに業務委託

を取り止め、または業務代行者を変更するものとします。

(1)両社が業務委託の承諾に条件を付した場合、当該条件を維持すること。

(2)本規約に定める加盟店のすべての義務および責任（第14条（加盟店の義務、禁止行為等）第1項および第31条（カードに関する情報等の機密保持）に定める義務を含むが、それらに限られない）を業務代行者に遵守させること。

(3)加盟店と業務代行者との間の委託契約において、以下の各号に定める事項を規定したうえで、これらを業務代行者に遵守させること。

①カード番号等につき第31条第1項に定める漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれが生じた場合、同条各項に準じて、業務代行者は直ちに加盟店および両社に対してその旨を連絡するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに、二次被害および再発を防止するための計画の策定および実施を行い、その結果を加盟店および両社に報告すること。

②加盟店および両社が、業務代行者に対し、カード番号等の取扱いに関する第22条（調査協力、資料の提出等）各項に定める調査権限と同等の権限を有すること。

③業務代行者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合その他本規約に基づき業務委託を取り止め、または業務代行者の変更を行う必要がある場合には、加盟店は、必要に応じて当該業務代行者との委託契約を解除することができる。

4.前項により両社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して当社、JCBまたはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して両社およびカード会社の損害を賠償するものとします。

5.加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。

6.両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

## 第8条（通信販売にかかる広告）

1.加盟店は、加盟店の負担と責任において通信販売に関する広告の企画、制作を行うものとします。

2.加盟店は、広告にあたり以下の事項を遵守するものとします。

(1)特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連諸法令の定めに違反しないこと

(2)消費者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと

(3)公序良俗に違反する表示をしないこと

(4)以下の事項について、広告時点において表示を行うこと

①加盟店の名称

②加盟店の所在地

③加盟店の電話番号（電子商取引においては電子メールアドレスを併記）

④責任者名および責任者への連絡方法

⑤商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金

⑥商品等の引渡し期間

⑦代金の支払時期および方法

⑧通信販売に係る申込みの期限、申込みの撤回・契約の解除および商品等の返品の可否ならびにその期間および方法等に関する説明

⑨電子商取引においては当該データを暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できる等、消費者に誤解を与える表示をしないこと

⑩その他、両社が必要と認めた事項

3.加盟店は、本規約に基づき取扱う商品等に関するすべての広告において、カードが使用できる旨を明示するものとします。

## 第9条（通信販売）

1.加盟店は、会員から通信販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、会員に対し通信販売を行うものとします。

2.加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング1回払いとなります。なお、クレジットカードによる通信販売では、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い（ボーナス併用ショッピング分割払いを含む）、その他両社が特に認めた方法のうち、両社が承諾した支払区分で取扱うことができます。

3.前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。

4.本条第1項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社の判断により、当該カード発行会社の発行したカードでの通信販売ができない場合があることを承諾します。

## 第10条（申込受付方法）

1.加盟店は、会員からの通信販売の申込みをインターネットその他の電子的な情報通信手段、郵送、電話、ファクシミリ等の手段により受け付けるものとします。

2.加盟店は、電子商取引の申込みを受け付ける場合には、会員番号、有効期限等の情報および注文に関する情報を暗号化する等の措置を講じるものとし、あらかじめ両社よりセキュリティ、運用方法等の承諾を得るものとします。

## 第11条（通信販売の運営に関する責任）

1.加盟店は、通信販売の運営等に際し、会員の保護の観点から以下の対応、措置を講じるものとします。

(1)会員との契約上のトラブルが発生した際に、信義則に反して一方的に会員が不利にならないように取り計らうものとし、加盟店が責任を取り得ない範囲について会員が理解できるよう明示すること。

(2)会員からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置のうえ、会員に当該窓口への連絡手段を告知し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせに対し速やかな対応を行うこと。

2.加盟店は、通信販売を行うことに関し、以下の事項を遵守するものとします。

(1)加盟店の作成した販売条件や商品等の説明等を含む広告の表示内容に基づき契約等の内容に適合する商品等の販売、提供を行うこと。

(2)会員に対し、購入の申込み、承諾の仕組みを明示し、会員が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること。

(3)電子商取引にあっては、会員との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。

## 第12条（通信販売の方法）

1.加盟店は、カードの取扱いにあたり、以下の各号の手続きにより通信販売を行うものとします。

(1)カードの有効期限を経過していないことを確認すること。

(2)カードの無効通知との照合により、カードの有効性を確認すること。

(3)オーソリゼーション申請を行い、JCBの承認を得ること。

(4)両社所定の方法により売上票等を作成し、会員番号、会員氏名、有効期限、加盟店番号（オーソリゼーション申請を行った加盟店番号と同一のものに限る）、オーソリゼーション申請により取得した承認番号、加盟店名、売場名、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、型式、数量等を記入または記録すること。なお、売上日（通信販売日）は商品の発送日、またはサービスの提供日とすること。

(5)売上票（会員控）を作成し会員に交付すること。

(6)両社所定の方法により売上票等を当社へ送付すること。

2.加盟店は、会員から通信販売の申込みがあった場合、その全件について、通信販売を行う前にオーソリゼーション申請を行い、当該通信

販売に係るJCBの承認を得るものとし、JCBの承認が得られなかった場合、当該通信販売を行ってはならないものとします。また、JCBの承認取得後に、会員が加盟店との取引の申込みを撤回するなどして、通信販売に至らなかった場合には、加盟店は、直ちに、JCB所定の方法によりオーソリゼーション申請を取消すものとします。なお、オーソリゼーション申請によるJCBの承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。

3.本条第1項の規定にかかわらず、両社が別途通信販売の方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法により通信販売を行うものとします。

4.加盟店は、本条第1項から前項までに定める手続きの履行、および通信販売の申込者がカード名義人本人であることの確認を、セキュリティガイドラインに従い、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。

5.加盟店は、原則として商品等の配送時または提供時に、商品等の名称、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他の事項（割賦販売法の適用となる通信販売を行った場合または会員からの求めがあった場合は、同法第30条の2の3第5項または同条第6項およびそれらの施行規則に定める事項を含む）等を記載した書面（割賦販売法により認められる場合には電磁的データ）を会員に交付するものとします。

6.1件の売上として、オーソリゼーション申請および次条に基づく売上票等の作成を行うことができる売上金額は、会員に対する商品・権利の販売または役務の提供に係る単一の契約の売上代金額（税金、送料を含む）のみとし、現金の立替え、および過去の売掛金の精算等に係る金額を含めることはできないものとします。また、通常1件の売上として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により同一カードでオーソリゼーション申請を複数回に分けて行ったり、複数枚のクレジットカードを用いた通信販売を行ったりすることはできないものとします。ただし、正常な商習慣に基づき、売上代金額を分割することを禁止するものではありません。

#### 第13条（売上票等の作成、保管および提出等）

- 1.加盟店は、両社所定の方法で、売上票等、売上票（会員控）および売上集計表を作成するものとします。ただし、会員がショッピング1回払いを選択した場合で、かつ会員が売上票（会員控）の交付を求めない場合には、売上票（会員控）の作成・交付を省略することができます。
- 2.加盟店が、同一の会員について、複数回、商品等の販売または提供を行い、それぞれについてオーソリゼーション申請によるJCBの承認を得て通信販売を行う場合、加盟店は、それぞれについて前条および本条に基づき、売上票等の作成・送付または送信を行う必要があり、複数の取引を合算して売上処理をしてはならないものとします。
- 3.加盟店は、通信販売日から原則として1週間以内に、当該通信販売の売上票等を支払区分ごとに取りまとめ、両社所定の売上集計表に添付して当社に送付または送信するものとします。
- 4.加盟店は、売上票等の送付・送信が真偽不明となった場合の立証手段として、当該通信販売に係る売上票（加盟店控）を作成・保管するか、自己の責任で選択するものとします。加盟店が売上票（加盟店控）を作成する場合には、本条第6項および第31条（カードに関する情報等の機密保持）に従うものとします。
- 5.加盟店は、売上票等を未だ当社に送付または送信していない場合において当社が加盟店に対して売上票等の送付または送信を請求した場合、直ちに、当社に対して売上票等を送付または送信するものとします。
- 6.加盟店は、当社から個々の通信販売に係る立替払金の支払いを受けたときは、速やかに、カード番号等、会員の氏名その他のカード取引および会員に関する情報が漏洩するおそれのない方法で、当該通信販売に係る売上票（加盟店控）を破棄し、保管しないものとします。ただし、第31条（カードに関する情報等の機密保持）第3項ただし書に基づき、両社が承諾した場合および関連諸法令に基づき保管が必要となる場合において、その保管に必要な限度で、カード番号等が漏洩するおそれのない方法によって保管する場合はこの限りではありません。
- 7.加盟店は、売上票等、売上票（加盟店控）および売上票（会員控）を、第三者に譲渡できないものとします。

#### 第14条（加盟店の義務、禁止行為等）

- 1.加盟店は、個人情報の保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令等を遵守して、通信販売を行うものとします。
- 2.加盟店は、有効なカードによる通信販売の申込みを行った会員に対し、通信販売を拒絶し、または現金払いや他社の発行するクレジットカードその他の決済手段の利用を求めてはならないものとします。また、加盟店は、会員に対し、現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額を請求したり、カードの取扱いに本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3.加盟店は、以下に定める内容の取引に関して、通信販売を行わないものとします。
  - (1)公序良俗違反の取引
  - (2)銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他の法令において禁止された商品等の取引
  - (3)特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
  - (4)消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
  - (5)当社またはJCBが会員の利益の保護に欠けると判断する取引
  - (6)会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引
  - (7)会員またはその関係者が商品等を換金すること、またはその目的があることを知っているながら行う取引
  - (8)第三者の権利（著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む）を侵害する取引
  - (9)加盟店、当社、JCBもしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはJCBの信用が毀損されるおそれがあると、両社が判断する取引であって、当社またはJCBが本契約締結時または締結後に指定した取引、ならばに当社またはJCBが指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的に一般的に認められる取引
  - (10)社会通念上不適当と判断される取引またはその他当社もしくはJCBが不適当と判断する取引
- 4.当社またはJCBが加盟店の取引が前項に該当する可能性があると判断した場合、その他当社またはJCBが通信販売の適切性を維持するために必要と判断した場合には、加盟店は、当社またはJCBの求めに応じて、第三者機関の評価（外部機関・業界団体による審査等）および加盟店自身が取り扱う商品等のモニタリング等の有無について報告するものとします。
- 5.加盟店は、商品等の販売または提供を行うために行政機関からの許認可の取得、行政機関への登録または届出等（以下「許認可取得等」という）が必要な取引に関して通信販売を行おうとする場合には、許認可取得等を行っていることを証明する関連証書類をあらかじめ両社に提出したうえで、当該商品等を通信販売することについて、両社の事前の承諾を得るものとします。また、加盟店は当該許認可もしくは登録を取消され、または停止されるなどした場合には、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等の通信販売を行わないものとします。
- 6.加盟店は、現金（外国通貨を含む）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券の売買等（電子マネーまたはプリペイドカードのチャージ等を含む）の決済手段として、カードを取扱ってはならないものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合はこの限りではないものとします。
- 7.加盟店は、インターネットを介したソフトウェアのダウンロード等の方法により、ソフトウェアおよびデジタルファイルの形式での情報等の通信販売を取扱う場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得たうえで、両社が承諾した、カードの不正使用防止策を講じて、通信販売を行うものとします。
- 8.加盟店は、通信販売の対象が電信、電話、インターネット接続サービス等の通信サービス、その他継続的に発生するサービスで、かつ両社が認めたサービスに関する通信販売の取扱いを行う場合には、別途両社との間でJCB所定の内容の覚書を締結するものとします。
- 9.加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1)個人が事業を営む加盟店の店舗において当該個人に発行されたカードを利用する行為、または法人加盟店の店舗において当該法人が債務者となるカードを利用する行為
- (2)商品等の売買または役務の提供の実態がないにもかかわらず、通信販売を装い、カードを取り扱う行為  
なお、以下の①または②のいずれかのカードがカード取扱店舗において用いられた場合、加盟店は、当社またはJCBの求めに応じ、本号に該当しないことを証明しなければならないものとします。
- ①加盟店の代表者、役員もしくは従業員が発行を受けたカード
- ②加盟店である個人が代表者を務める他の法人が発行を受けたカード
- (3)次の①または②の行為、その他会員が現金を取得することを目的として、カードを取り扱う行為
- ①商品・権利の販売、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価により通信販売を行い、会員に対して、現金または現金に類似するものを交付する行為
- ②加盟店が会員から商品・権利を買い戻すことを前提として、または会員が当該商品・権利を第三者に転売して現金化する目的があることを知って、会員に対して、当該商品・権利の通信販売を行う行為
- (4)第三者の会員に対する売上債権につき、当社に立替払いさせる目的で、カードを取り扱う行為（会員の認識の有無を問わない）
- 10.加盟店は、マネー・ローンダーリング、反社会的勢力（第38条第1項に定める者をいう。なお、テロリストを含む）に対して資金供与等をすること、または経済制裁関係法令その他の法令もしくは国際的な規制に抵触する行為（以下、これらを総称して「マネー・ローンダーリング等」という）を遂行する目的で、またはマネー・ローンダーリング等を遂行する手段として、カードを取り扱ってはならないものとします。
- 11.加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
- (1)会員から通信販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
- (2)加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
- (3)会員または関係省庁その他の行政機関等から本条第3項の取引に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合
- 12.加盟店は、決済機器およびそこに蓄積されているデータの破壊、分解、または解析等を行ってはならず、また、いかなる理由があっても、決済機器の改変または解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

#### 第15条（商品等の送付、提供）

- 加盟店は、会員より通信販売の申込みを受け付けた日から起算して原則として2週間以内に、会員の指定する場所に商品等の送付、提供を行うものとします。
- 前項にかかわらず、加盟店が商品等の全部の送付または提供を行う前に第13条に基づき売上票等の作成および提出等を行うことにより、通信販売を行ったときから2週間を超えて商品等の代金の前払いを受ける事業を行おうとする場合には、商品等の送付または提供の方法や時期等に関してあらかじめ両社に申し出、両社の書面による承諾を得るものとします。
- 加盟店は、前項に基づき、通信販売を行ったときに2週間以内に商品等の送付または提供を行わない場合には、会員に書面をもって商品等の送付または提供の時期等を通知するものとします。
- 加盟店は、会員が商品等の送付先として、商品等の受領確認が不明確となるおそれ、または通信販売の申込者が会員本人であるか否かが不明確となるおそれのある場所（私書箱、局留め、コンビニエンスストア等をいうが、それに限られない）を指定した場合には、当該場所に商品等を発送する通信販売売上代金およびこれによって生じた紛争について加盟店が全責任を負うものとします。

#### 第16条（カードの不正利用等）

- 加盟店は、次の各号の事由に該当する場合には、当該通信販売の申込みを行った者に対しては通信販売を行わないものとします。加盟店は、これらの事実が生じた場合、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。
  - 申込者が会員本人以外であると疑われるときなどカード使用状況が明らかに不審と思われるとき
  - 当社またはJCBがあらかじめ通知した無効なカード番号等に該当するときなど、カード番号等が無効なものと思われるとき
- 万が一、加盟店が前項に違反して通信販売を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。
- 加盟店は、通信販売につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回に及ぶなど割賦販売法およびセキュリティガイドラインの趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、その是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
- 加盟店は、前項の場合、直ちにその旨を両社に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正および再発防止のための計画の内容ならびにその策定および実施のスケジュールを報告するものとします。
- 技術の発展、社会環境の変化、セキュリティガイドラインの改定その他の事由により、以下の各号に該当するときは、JCBは、その必要に応じて当該方法または態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
  - 加盟店がカードの不正利用を確認するための方法が、セキュリティガイドラインに掲げられた措置に該当しない可能性があるとき
  - 前号のほか、不正利用を防止するために特に必要があるとき

#### 第17条（立替払）

- 当社は、加盟店が会員に対する通信販売により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき立替払契約が成立したものについて、本契約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
- 加盟店と当社との間の立替払契約は、第13条第3項に基づき売上集計表および売上票等が当社に到着した売上債権について、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する当社の求償権が発生するものとします。
- 加盟店は、第12条第1項に基づき通信販売の手続きを完了した場合は、当社が加盟店に対する立替払いを完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利行使しないものとします。ただし、加盟店が会員からの申し出に基づき第19条に定める立替払契約の取消しを行った場合、または当社が第23条に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、加盟店が会員に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではありません。

#### 第18条（手数料および支払い）

- 加盟店が支払う立替払いにかかる手数料は、立替払契約の効力が発生した売上債権をJCBが別途定める種類ごとに合計した金額に、各々両社が定める手数料率を乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
- 当社の加盟店に対する立替払金の支払いは、本規約末尾の表＜締切日・支払日＞の定めに従い、その種類に応じて、締切日ごとに当社が集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を当社指定の金融機関口座から加盟店指定の金融機関口座に振込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、当社は立替払金の支払いが遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負いません。
- 前項にかかわらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が、加盟店の名義（加盟店が個人の場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人または団体の場合は商号その他の正式名称を指す）と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず、当社は当該口座への振込みを行ないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めるものとします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4. ショッピング2回払いの方法による通信販売に係る立替払金については、本規約末尾の表く締切日・支払日>に定める2種類の支払日のうち加盟店が両社に申込み、両社が認めた方法で支払うものとします。なお、支払いが2回にわたる場合には、売上債権総額を2分割し、その1/2ずつを支払うものとします。また、2分割した際に端数が生じた場合には、初回の支払い時にその端数を支払うものとします。
5. ポーナス1回払いの方法による通信販売に係る立替払金については、本規約末尾の表く締切日・支払日>に定める方法で支払うものとします。
6. 当社の加盟店に対する立替払金の支払いは、当社が加盟店に対して直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した両社所定の会社が立替払いするものとします。加盟店は、当社が両社所定の会社に加盟店への立替払いを委託することを承諾します。
7. 当社またはJCBに加盟店に対する債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBに対して立替払金以外の債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金と当該債権の金額を合算して支払うことができるものとします。

#### 第19条(通信販売の取消し)

1. 加盟店は、通信販売を行うすべての商品等について、会員に商品等が到着してから2週間以内の期間においては商品等の返品または交換を受け付けるものとし、会員に対し、通信販売時において、その旨を明示するものとします。また、加盟店は、商品等の特性に鑑みて返品もしくは交換を受け付けない場合または返品もしくは交換の期間制限を設ける場合にはあらかじめ両社の承認を得るものとし、両社の承認を得た場合には、会員に対し、通信販売時においてこれらの事項を明示するものとします。加盟店は、会員が法律上の権利に基づき、商品等の返品を行った場合は、遅滞なく、次項に基づき通信販売の取消しを行いうものとします。
2. 加盟店は、加盟店が通信販売の取消しを行おうとする場合には、直ちに、以下の手続きを行いうものとし、当社の事前の承諾なく、本項に定める方法以外の方法で（返金対応を含む）、通信販売の取消しを行ってはならないものとします。この場合、当社は第17条第2項に準じて処理するものとします。
  - (1)当該通信販売に係るオーソリゼーション申請の取消しを行うこと。
  - (2)第12条に準じて取消用の売上票等を作成すること。
  - (3)第13条に準じて取消用の売上票等の送付または送信を行うこと。
3. 加盟店は、第12条（通信販売の方法）第2項に基づきJCBの事前承認を取得した後に、通信販売の金額訂正が必要となった場合には、前項に基づき通信販売を取消しのうえ、再度第12条（通信販売の方法）に基づき通信販売の手続きを行いうものとします。
4. 前二項にかかわらず、当社またはJCBは、合理的な理由がある場合は、加盟店による通信販売の取消しを、事後的に拒絶することができるものとします。
5. 加盟店は、本条第1項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
6. 当社は前項に基づき加盟店から返還を受ける金額につき、あらかじめ加盟店が届け出た当社所定の金融機関の預金口座から口座振替の方法により支払いを受けることができるものとします。

#### 第20条(商品の所有権)

1. 加盟店が会員に通信販売を行った商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに当社に移転するものとします。ただし、第19条または第23条により立替払契約が取消しまたは解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、立替払金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該立替払金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、当社と加盟店との間に立替払契約が成立した場合には、通信販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。

#### 第21条(支払停止の抗弁等)

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社、JCBまたはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の立替払金の支払いは以下のとおりとします。
  - (1)当該立替払金が支払い前の場合には、当社は当該立替払金の支払いを保留または拒絶することができるものとします。
  - (2)当該立替払金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該立替払金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引けるものとします。
  - (3)当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第14条第11項に定める紛議が生じ、会員が通信販売代金の支払いを拒んだときの立替払金の支払いについても、前項を準用するものとします。

#### 第22条(調査協力、資料の提出等)

1. 加盟店は、以下の場合には、加盟店の費用負担で当社またはJCBからの求めに応じ、①カードの使用状況、②加盟店によるカードの取扱い状況、③通信販売の申込者に関する事項、④通信販売の申込に関する事項、⑤加盟店が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容および態様、商品等の発送、提供および受領に関する事項その他通信販売の内容、および⑥加盟店が通信販売により取得した売上債権に關係する、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に關係するその他の事項について、当社またはJCBの調査に速やかに協力しなければならないものとします。
  - (1)会員が当社、JCBまたはカード会社に対して、商品等に係る代金の支払いに関して、前条第1項に定める支払停止の抗弁を申し出た場合
  - (2)当社、JCBまたはカード会社が、会員から通信販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (3)前二号のほか、加盟店と会員との間ににおいて紛議が生じた場合
  - (4)会員または関係省庁その他の行政機関等から第14条（加盟店の義務、禁止行為等）第3項の取引に該当する旨もしくは法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合、またはそのおそれがあると当社もしくはJCBが認めた場合
  - (5)紛失したカード、盗難カード、または偽造・変造カードが加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ、またはそのおそれがある場合
  - (6)加盟店と当社との間の立替払契約の対象となった売上債権について、第23条（立替払契約の取消しまたは解除等）第1項 ((8)、(10)および(11)を除く) のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
  - (7)加盟店が本規約に違反し、またはそのおそれがある場合
  - (8)割賦販売法その他の関連諸法令に基づき調査を行う必要がある場合
  - (9)上記各号に準じ、当社またはJCBが必要と判断した場合
2. 前項の調査にあたって、当社またはJCBが加盟店に対して求めた場合、加盟店は、両社に対して、以下の資料等を7日以内に提出するものとします。
  - (1)通信販売に係る申込に関する証跡（葉書、FAX画面、申込受付票および申込受付データ等を含む。以下同じ）
  - (2)通信販売に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）
  - (3)パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
  - (4)商品等の内容を説明する資料

(5)商品等の仕入れに関する証跡

(6)商品等の発送に関する証跡（発送伝票を含む）および会員作成に係る受領書等

(7)商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して加盟店が作成した書類・記録

(8)その他当該調査を行うにあたって当社またはJCBが必要と判断する資料

3.当社またはJCBが、以下の(1)から(3)等、法令等に照らして、当社またはJCBが加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、加盟店は会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否することはできないものとします。

(1)会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合

(2)本条第1項(4)に該当するなどし、当社またはJCBが割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他個人情報保護法第27条第1項各号の要件を充たす場合

(3)その他当社またはJCBが加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合

4.加盟店は、当社またはJCBが求めた場合、速やかに、計算書類等、その他加盟店の事業内容、資産内容および決算内容に関する資料を開示するものとします。

5.加盟店は、前四項の義務を履行するため、加盟店の責任において各項記載の書類等を5年間保管するものとします。

6.加盟店は、当社またはJCBが割賦販売法等関係諸法令等（認定割賦販売協会が定める自主規制規則等を含む）に基づき別途請求した場合は、当社またはJCBが別途指定した事項を報告するものとします。

7.加盟店は、本条第1項(5)に該当する場合で、当社またはJCBから指示があったとき、または加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ本条第1項(5)のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとします。

## 第23条（立替払契約の取消しまたは解除等）

1.当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、以下のいずれかの事由が生じた場合、第12条第2項に基づき加盟店がJCBの承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。なお、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8)または(10)の事由が生じた場合にあっては、当該事由が生じたことにつき加盟店に故意または過失その他帰責性があつたか否かを問わず、当社は立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できます。

(1)売上票等が正当なものでないとき

(2)売上票等の記載内容が不実不備であるとき

(3)他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求したとき

(4)通信販売日から61日以上経過して（ボーナス1回払いの方法による売上債権については、通信販売日から61日以上経過したか、または本規約末尾の表く締切日・支払日）の取扱期間に対応する締切日に遅れて）当該売上債権に係る売上票等が当社に到着したとき

(5)加盟店が第12条（通信販売の方法）各項の規定に定める手続きによらず通信販売を行ったとき

(6)会員より自己の利用によるものではない旨の申し出が当社、JCBまたはカード会社にあったとき

(7)加盟店が第16条（カードの不正利用等）の規定に違反して通信販売を行ったとき

(8)第14条（加盟店の義務、禁止行為等）第11項に定める紛議または第21条（支払停止の抗弁等）第1項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より60日を経過しても解消しないとき

(9)加盟店が第9条（通信販売）第1項、または第14条（加盟店の義務、禁止行為等）第1項から第9項に違反する通信販売を行ったとき

(10)加盟店が第13条（売上票等の作成、保管および提出等）第5項に従って、売上票等または売上票（加盟店控）を期限内に当社に提出しなかったとき

(11)加盟店が第22条（調査協力、資料の提出等）の規定に違反したとき

(12)その他加盟店が本規約に付随する特約がある場合には当該特約に違反したとき

2.前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとします。また、取消しまたは解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。

3.当社が、前条第1項(6)、第2項および第3項に基づく調査を行う場合、当社は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、通信販売の申込みに関する証跡、商品等の発送に関する証跡、商品等の受領書・明細等を提出する等、当社またはJCBの調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4.本条第1項に定める取消しまたは解除事由は、法令等の変更、カード決済に係る国際的な標準的ルールの変更、犯罪の高度化およびそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更または追加されることがあることを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

## 第24条（差押等の場合の処理）

本契約に基づき加盟店が当社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## 第25条（セキュリティ保持義務）

1.加盟店は、本契約に関連して発生する業務の遂行にあたって、会員番号、有効期限等をインターネットを介して伝達する場合には、暗号化する等の安全化措置を講じるものとし、あらかじめその方法について両社の承諾を得るものとします。

2.加盟店は、その責において、加盟店の保有する会員の情報を含む一切の情報およびシステムを第三者に閲覧、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じたうえで本契約を履行するものとします。

3.前二項に定めるセキュリティ保持義務が守られなかった場合、加盟店はその全責任を負うものとし、両社およびカード会社に一切の迷惑をかけないものとします。

## 第26条（情報の収集および利用等）

1.加盟店およびその代表者または新規加盟希望者およびその代表者（以下「加盟店等」と総称する）は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報（以下「加盟店情報」という）のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1)本契約（本申込みを含む。以下同じ）を含む両社と加盟店等の間の加盟店申込審査（決済サービスの追加申込審査を含む。以下同じ）、加盟店の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等利用促進にかかる業務のために、以下の①から⑬の加盟店情報を収集、利用すること。

①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス、口座情報、法人番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項

②加盟店申込日、加盟店（決済サービスを追加した日を含む）、決済システムの識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項

③加盟店のカードの取扱い状況（オーソリゼーション申請に係る情報を含む）

④当社またはJCBが収集した加盟店等のカード利用履歴（加盟店等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいう）

⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

- ⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等、公的機関が発行する書類または公表する情報に記載または記録された事項  
⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報  
⑧当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由  
⑨割賦販売法に基づく調査その他割賦販売法に基づく業務により両社が収集した加盟店に関する情報  
⑩第22条（調査協力、資料の提出等）第1項および第2項に基づき提供を受けた情報  
⑪会員から当社、JCBまたはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容に関連して、当社、JCBまたはカード会社が、会員、加盟店およびその他の関係者から調査収集した情報  
⑫行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報  
⑬当社、JCBまたは加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）  
(2)以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内および④に定めるアンケートの依頼その他市場調査について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとする。お問い合わせ窓口は次のホームページに記載のとおりです。<https://www.jcb.co.jp/merchant/contact/>）。  
①両社が本規約または本規約に付随する特約に基づいて行う業務  
②伝作物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内  
③両社のクレジットカード事業その他両社の事業（両社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発  
④加盟店へのアンケートの依頼その他市場調査の実施  
(3)本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑬の加盟店情報を当該委託先に預託すること。  
2.加盟店等は、前項(1)①から⑬の加盟店情報をうち個人情報を、カード会社が、加盟店申審査、加盟店の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査、会員に対するカードの機能の提供、カード利用代金の立替払またはその取消し、会員からの問い合わせ対応等ならびにカードおよびギフトカード等の利用促進にかかる業務のために、共同利用することに同意します。本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。なお、カード会社には外国の事業者も含まれるため、本項に基づく共同利用の対象には、当該外国の事業者が含まれます。共同利用するカード会社に関する情報（当該会社が外国の事業者である場合には、その国に関する情報等を含む）およびカード会社の種類ごとの共同利用の目的・範囲は次のホームページに記載のとおりです（<https://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/>）。
- 3.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報を提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります（共同利用会社は、本規約末尾または本条第2項記載のホームページに記載のとおりとします）。
- 4.加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、両社、カード会社および共同利用会社が、本条第1項から第3項に定める目的、その他各社の業務のために、必要な保護措置をとったうえで、取扱うことに同意します。
- ## 第27条（加盟店信用情報機関の利用および登録）
- 1.加盟店等は、加盟店情報につき、当社、JCBまたはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。<https://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html>）。
- (1)加盟店申審査、加盟店の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、JCBまたはカード会社が加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
- (2)加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟店員が加盟店申審査、加盟店の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
- (3)登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟店申審査、加盟店の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
- 2.当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。
- ## 第28条（加盟店情報の開示、訂正、削除）
- 1.加盟店等のうち、その代表者は、両社、加盟店信用情報機関、カード会社および共同利用会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
- (1)両社、カード会社および共同利用会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ  
(2)加盟店信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟店信用情報機関へ
- 2.万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- ## 第29条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）
- 両社は、加盟店等が加盟店申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第26条から第28条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟店を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、加盟店から第26条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内または④に定めるアンケートの依頼その他市場調査に対する中止の申し出があっても、両社は加盟店を断ることや解約の手続きをとることはできません。
- ## 第30条（契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用）
- 1.両社が加盟店を承諾しない場合であっても加盟店申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第26条に定める目的（ただし、第26条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内および④に定めるアンケートの依頼その他市場調査を除く）および第27条の定めに基づき利用されます。
- 2.両社は、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。
- ## 第31条（カードに関する情報等の機密保持）
- 1.加盟店は、本条第3項ただし書に該当するか否かにかかわらず、本契約に基づいて知り得たカード番号等（全桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ）その他のカードおよび会員に付帯する情報（本条第3項に定める情報を含む）、ならびに手数料率を含む両社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。なお、加盟店と両社との情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとします。

- 2.加盟店は本条第1項記載の情報が第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
- 3.加盟店は、売上票（加盟店控）を第13条第6項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、カード番号等、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとします。ただし、加盟店は、PCIDSSおよびセキュリティガイドラインに掲げられた措置を実施しその他JCBの指定する情報セキュリティ基準を充たしたときに限り、JCBが指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。なお、前文にかかわらず、JCBは、技術の発展、社会環境の変化、セキュリティガイドラインの改定その他の事由により、加盟店が実施する措置がセキュリティガイドラインに掲げられた措置またはJCBの指定する基準に該当しないおそれが生じたとき、その他カード番号等の漏洩等の防止のために特に必要があるとJCBが認めるときには、その必要に応じて、加盟店がそれらの情報を保有することを禁止し、または加盟店が実施する措置の方法もしくは態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
- 4.前項にかかわらず、加盟店は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとします。
- 5.加盟店は、第7条第1項に基づき両社の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することができないよう、その他業務代行者が本契約に定める加盟店のすべての義務および責任を遵守するように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理等に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
- 6.加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに両社に連絡するものとし、当社またはJCBから指示があった場合にはこれに従うものとします。
- 7.両社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合、または加盟店に本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的な理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求める等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。
- 8.加盟店は、前二項の場合で、当社またはJCBが求めたときは、加盟店の費用負担で、漏洩等または目的外利用の有無、内容、発生期間、影響範囲（漏洩等または目的外利用の対象となったカード番号等の特定を含む）その他の事実関係および発生原因を、JCBが別途指定する方法により、詳細に調査するものとします。なお、この調査にはデジタルフォレンジック調査（電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取扱う機器を対象とした記録の復元、収集または解析等を内容とする調査）を含みます。また、JCBが適当と認める第三者による調査を指定する場合があります。
- 9.加盟店は、前項の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、または当該事実が確認できなかったものの、そのおそれがある場合には、直ちに二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し、両社の承認を得たうえで、実施するものとします。また、加盟店は、必要に応じて、両社の承認を得たうえで、漏洩等もしくは目的外利用の事実またはそれらのおそれ、および二次被害防止のための対応について公表するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の実施状況について、両社に報告するものとします。
- 10.加盟店が前項の対応をとるか否かにかかわらず、カード番号等につき漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合、またはそれらのおそれが高度に存在する場合には、当社、カード発行会社およびJCBは、必要に応じて、加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表し、または漏洩等もしくは目的外利用のカード番号等の会員に対して通知することができるものとします。
- 11.本条第6項の場合で、漏洩等または目的外利用の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じるものとします。
- 12.加盟店の責に帰すべき事由により、両社、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社、カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
- 13.加盟店がカード番号等を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、両社またはカード会社の損害とみなすものとします。なお、両社またはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。
  - ①漏洩したカード番号等または漏洩のおそれが認められるカード番号等（以下「対象カード番号等」という）に係るカード（家族カード・子供カード等を含む）の差替に掛かる費用の金額
  - ②対象カード番号等を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
  - ③会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
- 14.前項を適用するに当たり、加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。
- 15.本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

### 第32条（是正改善計画の策定と実施）

- 1.以下の各号のいずれかに該当する場合には、当社またはJCBは、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。なお、本条は、第36条（契約解除）に基づく当社またはJCBによる本契約の解除その他の権利行使を妨げるものではないものとします。
  - (1)加盟店が第7条（業務の委託）第3項もしくは第31条（カードに関する情報等の機密保持）第3項の義務を履行せず、または業務代行者が第7条第3項により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき
  - (2)加盟店または業務代行者の保有するカード番号等につき、漏洩等のおそれがある場合であって、第31条第9項の義務を履行しないとき
  - (3)加盟店が第12条（通信販売の方法）第4項に違反し、またはそのおそれがあるとき
  - (4)加盟店が行った通信販売について不正利用が行われた場合であって、第16条（カードの不正利用等）第3項または第4項の義務を履行しないとき
  - (5)前各号に定める場合のほか、加盟店の通信販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法その他関連諸法令に基づき、または、行政機関からの要請により、当社またはJCBに対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが求められるとき
  - (6)その他、社会通念上必要と認められるとき、または当社もしくはJCBが合理的な理由をもって必要と認めたとき
- 2.両社が、前項の規定により計画の策定と実施を求めたのに対し、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、両社は加盟店と協議のうえ、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項（実施すべき時期を含む）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

### 第33条（通信販売の停止等）

- 1.加盟店が以下の事項に該当する場合、当社またはJCBは本契約に基づく通信販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。
  - (1)当社またはJCBが第31条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合

- (2)当社またはJCBが、加盟店が第36条（契約解除）第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合  
(3)その他、当社またはJCBが必要と認めた場合
- 2.以下の事項に該当する場合、加盟店は、本契約に基づく通信販売（決済サービスの一部のみの取扱いを含む）を行うことができない場合があることを承諾するものとします。
- (1)天災、停電、通信事業者の通信施設設備障害、コンピュータシステムまたはネットワークシステムの障害異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であると当社またはJCBが判断した場合
- (2)通信販売を行うために必要な機器類（決済システムを含む）、ソフトウエアおよび通信回線（以下「機器類等」という）に欠陥、不具合等があった場合、機器類等が停止した場合、機器類等が加盟店に配布されなかった場合、その他機器類等に関する何らかの支障等があつた場合
- (3)コンピュータシステムまたはネットワークシステムの保守等が必要であると当社またはJCBが判断した場合

#### 第34条（有効期間）

本契約の有効期間は1年間とします。ただし、加盟店または両社が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。なお、本条もしくは次条による本契約の終了または決済サービスの一部の取扱いの終了、または、第36条の当社もしくはJCBによる本契約の解除または提携ブランドカードの取扱いの終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含む）が生じた場合でも、両社またはカード会社は一切の責を負わないものとします。

#### 第35条（解約等）

- 前条の規定にかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約し、または特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとします。
- 前項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、直前1年間に通信販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。
- 前条の規定にかかわらず、JCBと提携ブランドカード会社との間の提携ブランドカードの取扱いに関する契約が終了した場合には、加盟店による当該提携ブランドカードに関する取扱いが終了するものとします。

#### 第36条（契約解除）

- 前二条の規定にかかわらず、加盟店（ただし、(17)にあっては、当該号に規定する者）が以下の事項に該当する場合、当社またはJCBは加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除し、または本規約に付随する特約が適用される場合には当該特約の全部もしくは一部の取扱いを終了させることができるものとします。また、加盟店が本規約に違反し、以下の各号に該当し、または本規約に起因もしくは関連して、両社またはカード会社に損害を生じさせた場合、両社が本契約を解除するか否かを問わず、加盟店は、両社およびカード会社に生じた損害を賠償するものとします。
  - 加盟店申込書等加盟店に際し両社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
  - 他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求をしたとき
  - 第14条（加盟店の義務、禁止行為等）の規定に違反したとき
  - 第23条（立替払契約の取消しまたは解除等）の規定に応じなかったとき
  - 第31条（カードに関する情報等の機密保持）の規定に違反したとき
  - 前五号のほか本規約に違反し、両社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、または加盟店が本規約違反を2回以上行ったとき
  - 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反したとき
  - 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
  - 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
  - 前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと両社が判断したとき
  - 他のクレジットカード会社との取引にかかる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を不正に利用していると両社が判断したとき
  - 加盟店届け出の店舗所在地（電子商取引においてはURL）に店舗が実在しないとき
  - 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
  - 行政機関から行政処分を受けたとき
  - 架空売上債権の立替払請求、その他加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
  - 加盟店、当社、JCBもしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはJCBの信用が毀損されるおそれがあると、両社が判断する取引であって、当社またはJCBが本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社またはJCBが指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引をしたと両社が判断したとき
  - 加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が以下のいずれかに該当するとき
    - 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める犯罪収益等を收受したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
    - 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める麻薬犯罪収益等を收受したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
  - その他加盟店として不適当と両社が判断したとき
- 加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 提携ブランドカード会社が、加盟店につき、提携ブランドカードを取り扱う加盟店として不適当と判断した場合は、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約のうち当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本項の解除事由に該当した場合または該当する疑いがあると両社が認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用します。

#### 第37条（契約終了後の処理）

- 本契約が終了した場合、加盟店はその後会員に対して通信販売を行う等、一切の本契約に基づく取扱いをしてはならないものとします。
- 第29条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）、第34条（有効期間）または第35条（解約等）により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた通信販売は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該通信販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
- 当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店と既に立替払契約が成立している売上債権について、立替払契約を解除するか、加盟店に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。
- 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において広告媒体からカード取扱いに関するすべての記述、表記等をとりやめる

とともに、売上集計表、売上票等両社が加盟店に交付した取扱関係書類および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、加盟店が決済機器を設置している場合には、端末使用規約および決済システム提供会社の指示に従うものとします。

### 第3 8条 (反社会的勢力との取引拒絶)

1. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、現在、以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします（なお、以下の(1)から(11)のすべてを総称して「反社会的勢力」という）。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標榜ゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) テロリスト等
  - (9) 日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者
  - (10) 以下のいずれかに該当する者
    - ① 暴力団員等 ((1)から(9)のいずれかに該当する者をいう。以下同じ) が、経営を支配していると認められる関係を有する者
    - ② 暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
    - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
    - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
    - ⑤ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
    - ⑥ その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
  - (11)(1)から(10)に準ずる者
2. 加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員または従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為
3. 当社またはJCBは、加盟店等が本条第1項または前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。
4. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社またはJCBは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。この場合、前条第3項の規定を準用するものとします。また、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
5. 加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると当社またはJCBが認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
6. 当社またはJCBは、加盟店が本条第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとします。この場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、通信販売を行うことができないものとします。

### 第3 9条 (本規約に定めのない事項)

加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等（両社がホームページに公表する内容を含む）に従うものとします。

### 第4 0条 (準拠法)

加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第4 1条 (合意管轄裁判所)

1. 加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
2. 加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 第4 2条 (規約の変更)

1. 両社が本規約の変更内容を通知またはホームページ (<https://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/>) に公表した後において加盟店が会員に対して通信販売を行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店は、第26条第2項および第3項、第27条第1項および第2項、ならびに第28条第1項記載のホームページに記載された加盟店情報の共同利用を行うカード会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 両社が加盟店に通知のうえ、加盟店によってJCB所定の手続きがなされることにより、両社は、本契約に基づき加盟店が取扱うことができる取引に新たな決済サービスを追加することができるものとします。

(THK02 · 00555 · 20250401)

### <提携ブランドカード>

20180601

提携ブランドカード会社	提携ブランドカード
◆アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド(日本支社) <a href="https://www.americanexpress.com/japan/">https://www.americanexpress.com/japan/</a>	アメリカン・エキスプレスカード
◆三井住友トラストクラブ株式会社 <a href="http://www.diners.co.jp">www.diners.co.jp</a>	ダイナースクラブカード
◆ディスカバーフィナンシャルサービス(Discover Financial Services LLC) 2500 Lake Cook Road, Riverwoods, IL 60015, United States of America	ディスカバーカード

## <共同利用会社>

- 株式会社ジェイエムエス  
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供
- 株式会社日本カードネットワーク  
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：端末・接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供
- 株式会社ジェーシーピー・サービス  
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート  
利用目的：保険サービス、加盟店向けDMサービス等の提供
- キャナルペイメントサービス株式会社  
〒135-0061 東京都江東区豊洲1-1-1  
利用目的：端末・接続サービス等コード決済における加盟店業務支援サービス等の提供
- tance株式会社  
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：加盟店店舗向け業務支援サービス等の提供

(KRGK01 · 00555 · 20240401)

## <加盟店情報機関>

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)
住所	東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル
電話番号	03-5643-0011
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)
URL	<a href="https://www.j-credit.or.jp/">https://www.j-credit.or.jp/</a>
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為及び当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む。)に関する情報及び利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報並びにクレジットカード番号等の適切な管理及びクレジットカード番号等の不正な利用の防止(以下「クレジットカード番号等の適切な管理等」という。)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報及びクレジットカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、JCBがJDMセンターに報告すること及び、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」という。)に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにクレジットカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。
共同利用する情報	<p>①個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由</p> <p>②個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由</p> <p>③クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実及び事由</p> <p>④クレジットカード番号等取扱契約における、当該加盟店等によるクレジットカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(クレジットカード番号等取扱契約の解除を含む。)の事実及び事由</p> <p>⑤利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われる又は該当するかどうか判断できないものを含む。)に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報</p> <p>⑥利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報及び当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む。)</p> <p>⑦加盟店が行ったクレジットカード番号等の管理等に支障を及ぼす行為に関する情報</p> <p>⑧行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反又は違反するおそれがあるとし、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報</p> <p>⑨上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報</p> <p>⑩前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。</p>
保有される期間	上記の情報は、登録日(③及び⑦)にあっては、当該情報に対応する④の措置の完了又は契約解除の登録日)から5年を超えない期間保有されます。
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者及びJDMセンター ※JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。

JCBでは加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

(JKK03 · 00555 · 20240401)

## <締切日・支払日>

20240401

支 払 区 分	取 扱 期 間	締 切 日	支 払 日
ショッピング1回払い・ ショッピングリボ払い・ ショッピング分割払い (ボーナス併用ショッピング 分割払い含む)	前月16日～当月15日	当月15日	翌月15日
ショッピング2回払い			①翌月末日 ②翌月15日および翌々月15日
ボーナス1回払い	夏期 冬期	12月16日～6月15日 7月16日～11月15日	7月15日 12月15日
			8月15日 翌年1月15日

\*一部、上記とは異なる締切日・支払日となる場合がございます。

\*売上集計表・売上票は締切日到着分をもって締め切らせていただきます。

\*支払日の15日・末日が金融機関休業日の場合には、15日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。